

INDEX 目次

ダイジェスト版（2）①：10分

1. 国民年金の給付の学習
 2. 給付の種類（法第15条等）
 3. 給付の根拠条文（支給要件等）
 4. 受給権
 5. 給付通則
- ※ 確認問題

■ 講義中の法令、略令の一例 ■

・法第15条 ……………国民年金法第15条

国民年金の給付の学習

給付の種類

給付の根拠条文

通則

各論

一般的に給付関係の理解は
難しいと言われる



原則規定だけでなく例外規定が
数多く設けられていることが挙げられる



「木を見て森を見ず」とならないように
このダイジェスト講義では原則規定を中心に説明

給付の種類（法第15条等）

給付の種類

給付の事由

老 齡

障 害

死 亡

第1号被保険者
第2号被保険者
第3号被保険者

基礎年金

老齡基礎年金

障害基礎年金

遺族基礎年金

第1号被保険者のみ

独自給付

付 加 年 金

寡 婦 年 金

死 亡 一 時 金

給付の根拠条文①（支給要件）

給付の種類	支給要件（受給要件）	年金額
老齢基礎年金	法第26条など	法第27条
障害基礎年金	法第30条など	法第33条、法第33条の2
遺族基礎年金	法第37条、法第37条の2	法第38条、法第39条、法第39条の2
付加年金	法第43条	法第44条
寡婦年金	法第49条	法第50条
死亡一時金	法第52条の2、法第52条の3	法第52条の4

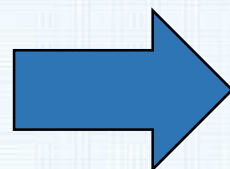
給付の根拠条文②（年金額）

給付の種類	支給要件（受給要件）	年金額
老齢基礎年金	法第26条など	法第27条
障害基礎年金	法第30条など	法第33条、法第33条の2
遺族基礎年金	法第37条、法第37条の2	法第38条、法第39条、法第39条の2
付加年金	法第43条	法第44条
寡婦年金	法第49条	法第50条
死亡一時金	法第52条の2、法第52条の3	法第52条の4

受給権①

裁定

年金給付を受ける権利があることを厚生労働大臣が確認する処分



年金給付を受けるためには本人が厚生労働大臣に裁定の請求をしなければならない

基本権（裁定の対象となる年金給付を受ける権利）



老齢年金の受給権者に対しては、受給開始年齢の3か月前に、日本年金機構から、氏名、住所、基礎年金番号などがあらかじめ印字されたターンアラウンド(用)請求書を送付している。

受給権②

裁定の請求

厚生労働大臣は請求者が支給要件を備えているか審査し、基本権としての受給権があると認めれば裁定を行う

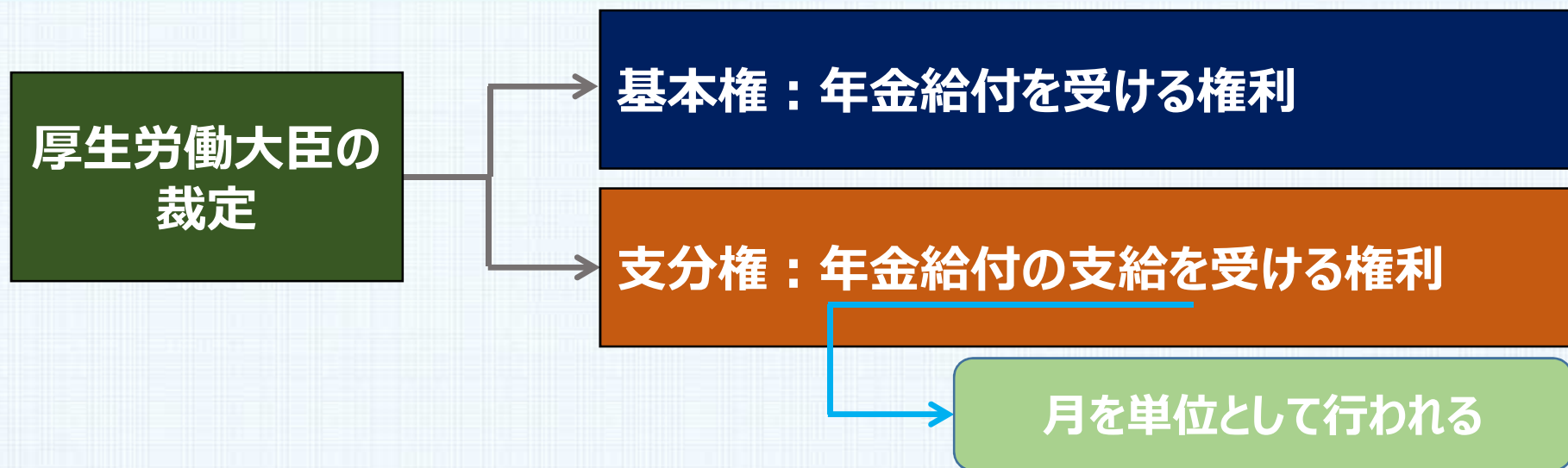
裁定の結果は、年金証書・年金決定通知書を送付することにより受給権者にお知らせする

裁定の審査にかかる事務は日本年金機構が行うが



裁定を行う者は厚生労働大臣であり、日本年金機構に裁定の権限は委任されていない

受給権③



年金給付の支給事由が生じた日 (基本権発生日・受給権発生日)	例：老齢基礎年金→65歳に達した日 障害基礎年金→障害認定日 など
年金給付を受ける権利が消滅した日 (失権の日)	例：老齢基礎年金→死亡日 障害基礎年金→死亡日や一定の障害の状態 にない者が65歳に達した日など

受給権④



年金の支給期間	年金の支払期月
<ul style="list-style-type: none">▶ 受給権発生日の属する月の分は支給されない▶ 受給権発生日の属する月の翌月分から失権の日の属する月の分まで支給される	2月（前年12月・1月分）
	4月（2月・3月分）
	6月（4月・5月分）
	8月（6月・7月分）
	10月（8月・9月分）
	12月（10月・11月分）

給付通則①

国民年金法第15条から第25条

給付通則の規定

裁定も通則に含まれる



給付通則②

受給権の保護

国民年金法
第24条（抜粋）

給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は
差し押えることができない。

基本権たる受給権だけでなく、支分権
までも含めた広い意味で解されている。

給付を受ける権利は受給権者の
一身に専属したもの

年金受給権は相続の対象と
ならない

給付通則③

一身専属権の例外

受給権者の死亡前の給付でまだ支給を受けていなかったもの



受給権者と生計を同じくしていた一定の遺族に限り、未支給年金として支給を受けることができる

未支給年金の受給権は、
生存者たる未支給年金の
受給権者の権利

相続により取得する権利と
異なる

給付通則④

併給調整

障害基礎年金
(自分の障害事故)

遺族基礎年金
(配偶者の死亡事故)

両方の支給要件
を満たすとき

併給調整
(原則として一方の
年金を支給する)

実務上

受給権者が年金受給選択申出書を提出し、いずれか1つの年金の選択をする

確認問題

問題 1

給付を受ける権利は、受給権者の請求に基づいて、日本年金機構理事長が裁定する。

解答

✗ (法第 16 条)

裁定は、厚生労働大臣が行います。裁定の審査にかかる事務は日本年金機構が行いますが、日本年金機構に裁定の権限は委任されていません。

問題 2

年金給付は、受給権発生日の属する月の分から失権の日の属する月の前月分までが支給される。

解答

✗ (法第 18 条第 1 項)

年金給付は、受給権発生日の属する月の翌月分から失権の日の属する月の分までが支給されます。



INDEX 目次

ダイジェスト版（2）②：14分

1. 老齢基礎年金の支給要件（法第26条等）
2. 老齢基礎年金の支給要件の特例（法附則第9条第1項）
3. 老齢基礎年金の年金額（法第27条等）
4. 老齢基礎年金の繰上げと繰下げ（法第28条、法附則第9条の2等）
5. 老齢基礎年金の繰上げ
（法附則第9条の2、令第12条の2第1項）
6. 老齢基礎年金の繰下げ
（法第28条、昭和60年改正法附則第18条第5項等）

■ 講義中の法令、略令の一例 ■

- ・法第26条 ……国民年金法第26条
- ・令第12条の2第1項 ……国民年金法施行令第12条の2第1項
- ・法附則第9条の2 ……国民年金法附則第9条の2
- ・昭和60年改正法附則第18条第5項 ……昭和60年改正国民年金法附則第18条第5項

INDEX 目次

ダイジェスト版（2）②：14分

7. 障害基礎年金の支給要件の原則（法第30条等）
8. 障害基礎年金の支給要件
（初診日要件、保険料納付要件、障害認定日要件）
9. 障害基礎年金の年金額（法第33条、第33条の2）

※ 確認問題

■ 講義中の法令、略令の一例 ■

・法第30条 ……………国民年金法第30条

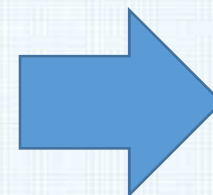
老齡基礎年金の支給要件①（法第26条等）

原則

保険料納付済期間

または

保険料免除期間



65歳から支給

原則として、25年以上

老齡基礎年金の受給資格期間は、
「25年から10年に短縮される可能性があります。」



老齢基礎年金の支給要件②（法第26条等）

老齢基礎年金の支給要件

- (1) 65歳に達していること
- (2) 保険料納付済期間又は保険料免除期間（学生納付特例期間と若年者納付猶予期間を除く）を有すること
- (3) 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合わせて25年以上あること

保険料納付済期間

昭和36年4月1日

- ・国民年金の被保険者期間のうち保険料を全額納付した期間
- ・被用者年金制度の加入期間のうち20歳以上60歳未満の期間など

昭和61年4月1日

- ・第1号被保険者期間のうち保険料を全額納付した期間
- ・第2号被保険者期間のうち20歳以上60歳未満の期間
- ・第3号被保険者期間

老齡基礎年金の支給要件③（法第26条等）

保険料免除期間

- (1) 全額免除期間
- +
- (2) 4分の3免除期間
- +
- (3) 半額免除期間
- +
- (4) 4分の1免除期間

【受給資格期間に算入】

- ・学生納付特例期間
- ・若年者納付猶予期間



しかし、学生納付特例期間および若年者納付猶予期間は、年金額の計算の基礎には、算入されない。



老齡基礎年金の支給要件の特例（法附則第9条第1項）

原則

保険料納付済期間

+

保険料免除期間

25年以上

特例

保険料納付済期間

+

保険料免除期間

+

合算対象期間

25年以上

合算対象期間、いわゆる「カラ期間」は、老齡基礎年金の
受給資格期間には算入するが、年金額計算の対象とはならない期間のことをいう。

老齡基礎年金の年金額（法第27条等）

老齡基礎年金の年金額

$$780,900\text{円} \times \text{改定率} \times \frac{\text{所定の月数}}{480\text{月}} \times$$

※法第27条に規定される年金額

（詳しくは、厚生労働省または日本年金機構のHPによりご確認ください。）

40年間（480月）のうち
保険料免除期間や保険料未納期間がある場合

期間に応じ

年金額
減額

40年間（480月）分の
保険料を納めたとき

満額

老齢基礎年金の繰上げと繰下げ (法第28条、法附則第9条の2等)

老齢基礎年金の
支給開始年齢

原則：65歳

繰上げ

60歳到達月
～65歳到達月の前月



減額支給 (減額率：最大30%)

繰下げ

66歳到達月以後



増額支給 (増額率：最大42%)



老齢基礎年金の繰上げ（法附則第9条の2、令第12条の2第1項）

減額される年金額 = 老齢基礎年金の年金額 × 減額率

昭和16年4月2日以後に生まれた者が支給繰上げ請求をした場合の減額率

1,000分の5 × （繰上げ請求をした月から65歳到達月の前月までの月数）

（具体例）

60歳到達月に支給繰上げ請求をした場合

1,000分の5 × 60月 = 30%（減額率）※

※老齢基礎年金の額の30%が、生涯減額される！

老齡基礎年金の繰下げ① (法第28条、昭和60年改正法附則第18条第5項等)

支給の繰下げの原則的な要件

- ・老齡基礎年金の受給資格期間を満たしている者
- ・66歳に達する前に老齡基礎年金の(裁定)請求をしていない など

本人の申出により

66歳到達月以後に老齡基礎年金の支給を繰下げて受けることができる

増額される年金額 = 老齡基礎年金の年金額 × 増額率

老齡基礎年金の繰下げ② (法第28条、昭和60年改正法附則第18条第5項等)

昭和16年4月2日以後に生まれた者が支給繰下げの申出をした場合の増額率

1,000分の7 × (65歳到達月から支給繰下げの申出をした月の前月までの月数※)
※ 60月が上限!

(具体例)

65歳到達月に老齡基礎年金の受給権を取得した者が
70歳到達月に支給繰下げの申出をした場合

1,000分の7 × 60月 = 42% (増額率)

※付加年金は増額の対象 (繰下げ支給しても、振替加算額は増額されない)



障害基礎年金の支給要件の原則（法第30条等）

支給要件の違いに応じて

- ▶ ① 障害認定日による障害基礎年金
- ▶ ② 事後重症による障害基礎年金
- ▶ ③ はじめて2級以上に該当したことによる障害基礎年金（基準傷病による障害基礎年金）
- ▶ ④ 20歳前傷病による障害基礎年金

初診日要件※

保険料納付要件

障害認定日要件

原則として、
すべてを満たした
ときに支給される

※（初診日：傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日）



障害基礎年金の支給要件（初診日要件）

障害基礎年金の支給要件

① 初診日要件

② 保険料納付要件

③ 障害認定日要件

初診日において

- 国民年金の被保険者であること
 - または
 - **すべてを満たす方**
 - 60歳以上65歳未満の方
 - 過去に国民年金の被保険者であった方
 - 日本国内に住所を有する方
- (老齢基礎年金の繰上げ請求をしていない方)

(※ 上記ほか、20歳前傷病の障害基礎年金の場合には、20歳未満である方も対象となる場合があります。詳細は業務支援ツールを参照ください。)

初診日とは、障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。

障害基礎年金の支給要件（保険料納付要件）

障害基礎年金の支給要件

- ① 初診日要件
- ② 保険料納付要件
- ③ 障害認定日要件

保険料納付要件の原則

「**初診日の前日**において、
初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、その被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合わせた期間が3分の2以上であること」

経過措置(平成38年4月1日に初診日がある場合)

「**初診日の前日**において、
初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料納付済期間と保険料免除期間以外の被保険者期間がないこと
(初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納期間がないこと)」

※初診日に65歳以上である者には経過措置は適用されません。

障害基礎年金の支給要件（障害認定日要件）

障害基礎年金の支給要件

- ① 初診日要件
- ② 保険料納付要件
- ③ 障害認定日要件

障害認定日において

「国民年金の障害等級が、1級または2級に該当する障害の程度の状態にあること」

障害認定日とは

- ▶ 「初診日から起算して1年6月を経過した日」
- ▶ 「1年6月以内にその病気やケガが治った場合には治った日」

※ 障害の程度の認定は厚生労働省が定める障害認定基準に基づいて日本年金機構の障害認定審査医員が行う。

障害基礎年金の年金額（法第33条、第33条の2）

障害基礎年金の年金額

$$\text{障害等級} \\ 2 \text{ 級} \quad 780,900 \text{円} \times \text{改定率} \times \text{※} + \text{子の加算額}$$

※法第33条に規定される年金額
(詳しくは、厚生労働省または日本年金機構のHPによりご確認ください。)

$$\text{障害等級} \\ 1 \text{ 級} \quad 780,900 \text{円} \times \text{改定率} \times \frac{125}{100} \times \text{※} + \text{子の加算額}$$

※法第33条に規定される年金額
(詳しくは、厚生労働省または日本年金機構のHPによりご確認ください。)

「受給権者によって生計を維持している」

- ▶ 18歳到達年度の末日を過ぎている子
- ▶ 20歳未満の1級または2級に該当する障害の程度の状態にある子



確認問題

問題 1

学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されるが、年金額の計算においては、保険料が追納されない限りは、その算定の基礎とされない。

解答

○ (法第 26 条、第 27 条第 8 号)

若年者納付猶予期間についても同様です。

問題 2

初診日から起算して、1 年 6 月を経過した日又はその期間後に傷病が治った場合は、その治った日を障害認定日とする。

解答

✕ (法第 30 条第 1 項)

障害認定日は初診日から起算して、1 年 6 月を経過した日又はその期間内に傷病が治った場合は、その治った日（症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）です。



INDEX 目次

ダイジェスト版（2）③：11分

1. 遺族基礎年金の支給要件（法第37条、第37条の2）
2. 遺族基礎年金の年金額（法第38条～第39条の2）
3. 独自給付（付加年金・寡婦年金、死亡一時金）
4. 新法対象者について

※ 確認問題

■ 講義中の法令、略令の一例 ■

・法第37条……………国民年金法第37条

遺族基礎年金の支給要件①（法第37条、第37条の2）

遺族基礎年金の支給要件

死亡した者の要件

- 被保険者等要件
（被保険者や老齢基礎年金の受給権者などが死亡したこと）
- 保険料納付要件
（原則：被保険者期間の3分の2以上納付・免除）

遺族の要件（範囲）

- 被保険者などによって生計を維持していた配偶者
（18歳到達年度の末日を過ぎていない子などと同一生計にあるものに限る）
- 被保険者などによって生計を維持していた18歳到達年度の末日を過ぎていない子など



遺族基礎年金の支給要件②（法第37条、第37条の2）

死亡者の被保険者等要件

次のいずれかに該当する者の死亡であること

	被保険者等要件	保険料納付要件
1	「被保険者」	死亡者の 保険料納付要件⇒満たしていることが必要
2	「被保険者であった者で、死亡日に日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満のもの」	
3	「老齢基礎年金の受給権者」	死亡者の 保険料納付要件⇒満たす必要はない
4	「老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている者」	

遺族基礎年金の支給要件③（法第37条、第37条の2）

死亡者の保険料納付要件

保険料納付要件（原則）

「死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、その被保険者期間のうち、**保険料納付済期間と保険料免除期間とを合わせた期間が3分の2以上であること**」

経過措置(平成38年4月1日前に死亡した場合)

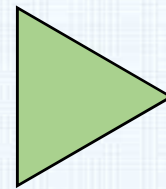
「死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの1年間のうちに**保険料納付済期間と保険料免除期間以外**の被保険者期間がないこと（死亡日の属する月の前々月までの**1年間に保険料の未納期間がないこと**）」

※死亡日に65歳以上である者には経過措置は適用されない

遺族基礎年金の支給要件④（法第37条、第37条の2）

遺族の要件

遺族基礎年金の支給を受けることができる遺族



被保険者等の死亡した当時、死亡した被保険者等によって生計を維持していた配偶者または子

配偶者 (事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)	下記の子と生計を同じくしていること	
子	18歳到達年度の末日を過ぎていない子	現に婚姻をしていないこと
	20歳未満の1級または2級に該当する障害の程度の状態にある子	

遺族基礎年金の年金額①（法第38条～第39条の2）

遺族基礎年金の年金額

配偶者



$780,900\text{円} \times \text{改定率} \ast + \text{子の加算額}$

※法第38条に規定される年金額（詳しくは、厚生労働省または日本年金機構のHPによりご確認ください。）

子

1人の場合



$780,900\text{円} \times \text{改定率} \ast$

※法第38条に規定される年金額（詳しくは、厚生労働省または日本年金機構のHPによりご確認ください。）

子

2人以上の場合



$(780,900\text{円} \times \text{改定率} \ast + \text{子の加算額}) \div \text{子の人数}$

※法第38条に規定される年金額
（詳しくは、厚生労働省または日本年金機構のHPによりご確認ください。）

配偶者が遺族基礎年金の受給権を有するとき
生計を同じくするその子の父または母があるとき

→ 子に対する遺族基礎年金は支給停止

1人当たりの支給額

遺族基礎年金の年金額②（法第38条～第39条の2）

遺族基礎年金の年金額

配偶者



$$780,900\text{円} \times \text{改定率}\ast + \text{子の加算額}\ast$$

1人目と2人目の子	1人につき224,700円に改定率を乗じて得た額
3人目以降の子	1人につき74,900円に改定率を乗じて得た額

※法第38条に規定される年金額、※法第39条に規定される年金額

（詳しくは、厚生労働省または日本年金機構のHPによりご確認ください。）

遺族基礎年金の年金額③（法第38条～第39条の2）

遺族基礎年金の年金額

子
1人の場合



780,900円 × 改定率※

※法第38条に規定される年金額（詳しくは、厚生労働省または日本年金機構のHPによりご確認ください。）

子
2人以上の場合



(780,900円 × 改定率※ + 子の加算額※) ÷ 子の人数

※法第38条に規定される年金額、
※法第39条の2に規定される年金額
(詳しくは、厚生労働省または日本年金機構のHPによりご確認ください。)

1人当たりの支給額

2人目の子	224,700円に改定率を乗じて得た額
3人目以降の子	1人につき74,900円に改定率を乗じて得た額

独自給付①（付加年金・寡婦年金）

付加年金

1か月400円の付加保険料を納付した者が、老齢基礎年金の受給権を取得したときに、老齢基礎年金とあわせて支給を受けることができる。

支給額 = 200円 × 付加保険料の納付済期間の月数

寡婦年金



第1号被保険者としての保険料納付済期間等が25年以上ある夫が、老齢基礎年金等の支給を受けずに死亡した場合に、一定の要件を満たす妻に支給。

支給期間 = 60歳から65歳まで（原則）

支給額 = 夫の老齢基礎年金の4分の3に相当する額



独自給付②（死亡一時金）

死亡一時金

第1号被保険者としての被保険者期間に保険料を納付した月数が**36月以上**ある者

老齢基礎年金や障害基礎年金等の支給を受けずに死亡した場合

原則として、遺族基礎年金を受けることができる遺族がない場合に死亡一時金が支給される。



新法対象者について

給付の種類	支給対象者
老齢基礎年金	<p>大正15年4月2日以後に生まれた者 (昭和61年4月1日以後に60歳に達する者)</p> <p>ただし、昭和61年3月31日までに旧厚生年金保険法等の老齢年金、または共済組合の退職年金等(昭和61年3月31日までに受給権者が55歳に達しているものに限る)の受給権が発生した者を除く。</p>
障害基礎年金	<p>昭和61年4月1日以後に障害認定日のある者</p> <p>ただし、旧法の障害福祉年金は、昭和61年4月1日に法第30条の4第1項の規定に基づく20歳前傷病による障害基礎年金に裁定替えされ、新法の年金として支給されている。</p>
遺族基礎年金	<p>昭和61年4月1日以後に死亡した者の遺族(配偶者または子)</p> <p>ただし、旧法の母子福祉年金と準母子福祉年金は、昭和61年4月1日に遺族基礎年金に裁定替えされ、新法の年金として支給されている。</p>



確認問題

問題 1

老齢基礎年金の受給資格期間を満たした者が死亡したときは、その者が日本国内に住所を有していなかった場合でも、所定の要件を満たす遺族に遺族基礎年金が支給される。

解答

○ (法第37条第4号)

遺族基礎年金の支給要件のうち、「被保険者の死亡」「老齢基礎年金の受給権者又は受給資格期間を満たした者の死亡」については、死亡当時その者が日本国内に住所を有していたことを要しません。

問題 2

付加年金は、国民年金の被保険者であった期間に、付加保険料の納付済期間を有している者が、老齢又は退職に係る被用者年金の受給権を取得したときに支給される。

解答

✕ (法第43条)

付加年金は、付加保険料の保険料納付済期間を有する者が「老齢基礎年金」の受給権を取得したときに支給されます。

